

# 熊本県公報

号外 第43号  
平成14年12月20日(金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

条 例	
○熊本県税条例の一部を改正する条例	(税 務 課) 3
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財 政 課) 3
○熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(健康福祉政策課) 5
○熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例	(高齢保健福祉課) 5
○熊本県クリーニング所において講ずべき措置に関する条例	(生活衛生課) 6
○熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(企 業 局) 7

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- (1) 不動産取得税  
第一種市街地再開発事業の特則型権利変換手続による不動産の取得について、不動産取得税の軽減措置を講じることとした。(第63条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行し、改正後の第63条第4項の規定は、施行日以後に納期限の到来する不動産取得税について適用することとした。

#### ◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- (1) 建築基準法の一部改正に伴い、新たに次の5つの手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。(第2条関係)
  - ① 地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料  
27,000 円
  - ② 敷地内に広い空地を有する総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料  
ア 建築物の数が2である場合 220,000 円  
イ 建築物の数が3以上である場合 220,000 円に2を超える建築物の数に28,000 円を乗じて得た額を加算した額
  - ③ 敷地内に広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料  
ア 建築物(既存建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合  
220,000 円  
イ 建築物の数が2以上である場合 220,000 円に1を超える建築物の数に28,000 円を乗じて得た額を加算した額
  - ④ 同一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料  
ア 建築物(同一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合 220,000 円  
イ 建築物の数が2以上である場合 220,000 円に1を超える建築物の数に28,000 円を乗じて得た額を加算した額
  - ⑤ 同一敷地内許可建築物以外の建築物の許可申請手数料  
ア 建築物(同一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合 220,000 円  
イ 建築物の数が2以上である場合 220,000 円に1を超える建築物の数に28,000 円を乗じて得た額を加算した額
- (2) 建築基準法の一部改正に伴い、建築物の容積率の特例許可申請手数料ほか8つの手数料について規定の整理を行うこととした。(第2条関係)
- (3) この条例は、平成15年1月1日から施行することとした。
- (4) この条例の施行に伴い、熊本県収入証紙条例の一部を改正することとした。

#### ◇熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 地方自治法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととした。
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。